

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 ヘルパーステーション陽だまり
- 2 所在地 大分県別府市北的ヶ浜町5番19号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(常勤職員)
管理者は、事業所の職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 2 サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、職員に対する技術指導、居宅介護(重度訪問介護)支援計画の作成等を行う。
- 3 サービス提供職員 3名以上
サービス提供職員は、指定居宅介護等計画に基づき、居宅介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜から金曜までとする。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- 3 上記の営業時間のほか、電話等により、常時連絡可能な体制とする。
- 4 年間の休日 日曜日、年末年始(12/31～1/3)

(指定居宅介護等を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において指定居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- 1 居宅介護 ①身体障害者 ②精神障害者 ③難病等対象者
- 2 重度訪問介護 ①肢体不自由者(身体障害者) ②行動障害を有する者(精神障害者) ③難病等対象者

(指定居宅介護等の内容)

第7条 事業所が提供する指定居宅介護等の内容は次のとおりとする。

- 1 居宅介護計画、重度訪問介護計画の作成
- 2 身体介護に関する内容